

平成30年4月（改正）

## 枚方市の公共工事の受注にあたって

公共工事の地域経済に与える影響は極めて大きなものがあり、市民の関心も高いものがあります。

公共工事の円滑な施工、地元下請業者の保護・育成の観点からご協力をお願いいたします。

枚方市

# 適正な工事の施工について

## 1. 下請負の適正化について

下請代金の決定、支払条件の決定等の下請業者との契約において、建設業法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の関係諸法令を遵守し、また、下請け二法<下請代金支払遅延等防止法<sup>(※1)</sup>・下請中小企業振興法<sup>(※2)</sup>>及び下請適正取引等の推進のためのガイドライン<sup>(※3)</sup>の趣旨にのっとり、適正な下請取引が行われるよう努めてください。

- (1) 下請契約においては、建設業法第19条の規定に基づき必ず契約書（建設工事標準下請契約約款<sup>(※4)</sup>等）を作成し、その内容においては適正な工期及び工程の設定をしてください。
- (2) 下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、明確な経費内訳による見積書の提出、それを踏まえた双方の協議等より行ってください。特に、賃金等の単価に加えて必要な諸経費を適正に積算してください。工事費の積算は二省協定に基づく労務単価で積算しているため適切な賃金が支払われるよう配慮してください。
- (3) 前払いの支払いを受けたときは、建設業法第24条の3第2項の規定にあるように、下請業者に対し、資材の購入、労働者の募集、その他建設工事の着手に必要な経費を前払金として現金で支払うよう配慮してください。
- (4) 請負代金の出来形部分に対する支払い又は工事完成後における支払いを受けたときは、当該支払いの対象となった工事を施工した下請業者に対して、速やかに支払うよう配慮してください。

(※1) 中小企業庁ホームページアドレス <<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/daikin.htm>> )

(※2) 同庁ホームページアドレス <<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinko.htm>> )

(※3) 同庁ホームページアドレス <<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>> )

(※4) 国土交通省ホームページアドレス <[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000092.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html)> )

## 2. 下請負工事契約・資材調達における市内業者の活用等について

本市では、市内業者の育成に努めています。工事の一部を下請業者に発注する場合は、可能な限り、市内業者を積極的に活用し、建設資材、諸雑貨類（ガソリン・事務用文具等）の購入及びリース業者、警備業務、運送業務等についても市内業者の優先的使用に努めていただきますようお願いします。

また、公共工事の施工にあたっては、地元労働者を積極的に雇用するよう配慮し、雇用の安定と就労の促進を図るとともに、下請契約及び工事代金等の支払いの適正化を図り、優良な工事の完成を期してください。

## 3. 適正な労働条件の確保

- (1) 建設業に従事する労働者の雇用にあたっては、労働基準法・職業安定法・労働安全衛生法等労働関係諸法令を遵守し、労働条件の改善及び労働災害の防止に努めてください。
- (2) 本市では、平成28年度から建設事業者の社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）の未加入対策を実施しています。労働者福祉のため、社会保険には関係法令の規定に基づき適正に加入し、下請業者への適正な指導を行ってください。また、平成30年度より社会保険に未加入の事業者を一次下請負人とすることを原則として禁止します。（ただし、法令で適用が除外されている場合は除きます。）
- (3) 建設工事に従事する労働者の福祉の向上及び雇用安定を図るための建設業退職金共済制度に加入するとともに適切な運用に努めてください。  
なお、建設業退職金共済制度の対象とならない事業主については、中小企業退職金共済制度等に加入するよう努めてください。
- (4) 発注条件で特定建設業許可を求めているすべての工事について、当該建設工事に従事する労務者に対し適正な賃金支払いが行われていることを確認するため、完了検査時（複数年契約については年度終了毎及び完了検査時）に「労務者賃金支払い状況報告書」の提出を求めます。



#### 4. 施工体制台帳の作成及び提出対象の拡大について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、本市と契約締結する建設工事について、受注者が下請契約を締結するときは、その金額に関わらず施工体制台帳を作成し、その写しを必ず本市に提出してください。

#### 5. 特定建設業者について

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの諸法令に違反しないよう指導に努めなければならないとされています。なお、下請業者は、直接元請業者と契約した下請業者だけでなく、工事に携わった全ての下請業者が対象になります。

元請：特定建設業者の責務

- (1) 現場での法令遵守指導の実施
- (2) 下請業者の法令違反については是正指導
- (3) 下請業者が是正しないときの許可行政庁への通報

建設業法の規定に基づき下請業者への適正な指導及び保護に十分配慮してください。

#### 6. 工事現場での事故等の防止

安全教育の実施、施工管理体制・施工計画等の確認及び安全点検の実施を十分に行うなど、一層の安全対策の徹底により、現場の事故の未然防止に努めてください。また、交通安全管理については、工事関係車両による交通事故の絶無を期するとともに、機械等の保管及び運行管理を適正に行い、運転者に対しては交通法規を厳守するよう指導してください。

#### 7. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）について

特定建設資材（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）を用いた建設物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等を施工する場合、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の規定により、分別解体等を実施しなければなりません。

また、同法第12条及び第13条により、工事請負契約書に次の項目を記載する必要があります。

※ 契約書への記載する内容として

- (1) 分別解体等の方法、(2) 解体工事に要する費用、
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4) 再資源化等に要する費用

以上の4項目の内容を所定書面で提出してください。

#### 8. コンクリートの品質確保について

コンクリートの品質確保については、市民の安全と公共施設の安全・耐久性確保のため、関係法令や工事仕様書の遵守に努めてください。

- (1) コンクリートの工場の選定に関しては、大阪府土木請負工事必携等に基づき、適正な品質管理及び安定供給ができる工場から選定してください。
- (2) 生コンクリートの運搬に関しては、道路交通法等関係法令を遵守しコンクリートの品質管理に支障をきたす過積載を行わないよう納入業者を指導してください。
- (3) コンクリートの打設の際には圧送施工等施工監理を適正に行うよう指導してください。

#### 9. 工事实績データの登録（CORINS登録）について

配置技術者の専任性の確認等により適切な施工体制の確保を図るため、次のとおり工事实績データの登録を行ってください。

受注時又は変更時において契約金額が500万円以上の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事实績情報を監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内（市の休日を除く。）に、変更時は変更があった日から10日以内（市の休日を除く。）に、竣工時は工事完成後10日以内（市の休日を除く。）に、それぞれ登録申請をしてください。

なお、登録完了後、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を印刷し、その写しを直ちに監督職員に提出してください。